

第1章 総則

(目的)

第1条 近畿大学短期大学部（以下「本大学」という。）における通信教育（以下「本通信教育」という。）は、主として通信の方法によって人類の福祉に必要な学術の理論と応用とを教授し、併せて人格の陶冶と教養の向上に寄与することを目的とする。

2 本通信教育は建学の精神に沿った教育理念を实践するため、人材の養成に関する目的及びその他教育・研究上の具体的な目的を別記に定めるものとする。

(自己評価等)

第2条 本大学の通信教育部は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(通信教育課程)

第3条 近畿大学短期大学部に通信教育の課程を置き、通信授業及び面接授業のほか、メディアを利用して行う授業（以下「メディア授業」という。）によって実施する。

2 メディアを利用して行う授業とは、次のものをいう。

(1) メディア授業

事前に収録・編集した講義について、インターネットを活用して視聴する授業

(2) サテライト授業

現に行っている講義について、当該講義が行われている教室等以外の場所でインターネットを活用した中継により受講する授業

(学科の構成及び定員)

第4条 短期大学部通信教育課程は、次の学科を置き、その入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

学科名	入学定員	収容定員
商経科	2,000名	4,000名

(修業年限)

第5条 商経科の修業年限は、2年とする。

(正科生・科目等履修生・特修生)

第6条 通信教育課程の学生は、正科生、科目等履修生及び特修生とする。

2 正科生には、年次履修コースと自由履修コースを置く。

第2章 教員組織

(教員組織)

第7条 通信教育課程の授業は、原則として本大学及び近畿大学の専任教員が担当する。ただし、必要に応じて適任者を講師又は指導教員として委嘱することができる。

第3章 学務委員会

(学務委員会)

第8条 本通信教育に、教育研究に関する専門的事項を審議する機関として、学務委員会を置く。

2 学務委員会は、教員及び事務局から選出された委員をもって構成する。

3 学務委員の定員並びに選出方法については、別に定める。

(学務委員会の審議事項)

第9条 学務委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学務委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 学務委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審

議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第4章 教育課程

(授業科目の区別)

第10条 短期大学部商経科の授業科目は、総合科目、外国語科目及び専門科目とに分ける。

(総合科目)

第11条 総合科目から14単位以上修得しなければならない。その授業科目及び単位数は、別表(1)のとおりとする。

(外国語科目)

第12条 外国語科目から4単位以上修得しなければならない。その授業科目及び単位数は、別表(1)のとおりとする。

(専門科目)

第13条 専門科目は、専門科目Ⅰ、専門科目Ⅱとし、その授業科目及び単位数は、別表(2)のとおりとする。

2 専門科目は、44単位以上を修得しなければならない。

3 専門科目Ⅱには別表(5)の単位のうち12単位を含むことができる。

(他大学等における授業科目の履修等)

第14条 教育上有益と認めるときは、本大学及び他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が本大学及び他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲内で本短期大学部通信教育部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第14条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を前条第1項と合わせて15単位を超えない範囲内で本短期大学部通信教育部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の認定等に関する必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条 大学あるいは短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本短期大学部通信教育部に入学した者について教育上有益と認めたときは、転学等の場合を除き大学あるいは短期大学における既修得単位のうち15単位を超えない範囲で、学務委員会で審議のうえ認定することができる。

2 既修得単位の認定等に関する必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所定資格を得させるための課程)

第16条 短期大学部商経科に教員の免許状授与の所定資格を得させるための課程を置く。

2 教員免許状(中学校教諭二種免許状)を取得しようとする者は、第11条、第12条及び第13条に規定するもののほか所定の単位を修得しなければならない。その授業科目及び単位数は、別表(3)のとおりとする。

(学校図書館司書教諭課程・図書館司書課程)

第17条 短期大学部通信教育部商経科に、学校図書館司書教諭課程を置く。

2 学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、別表(4)に掲げる所定の単位を修得しなければならない。

第17条の2 短期大学部通信教育部商経科に、図書館司書課程を置く。

2 図書館司書の資格を得ようとする者は、別表(5)に掲げる所定の単位を修得しなければならない。

第5章 入学・退学・除籍・転入学・転学・転籍・休学・復学・再入学及び復籍

(入学の時期)

第18条 入学時期は、4月及び10月とする。ただし、随時入学を許可する。

(入学資格)

第19条 入学を志願する者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程における12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大

臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規則による大学入学資格検定に合格したものを含む。）

(7) その他本大学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学選考）

第20条 入学は選考の上、許可する。選考方法は書面審査を原則とする。

（入学手続）

第21条 入学を志願する者は、所定の入学出願書類に、出身学校長から提出される調査書、卒業証明書、検定証明書のいずれか一つを添えて提出しなければならない。

（誓約書）

第22条 入学を許可された者は、本人記名の上、誓約書を提出しなければならない。

（退学）

第23条 退学しようとする者は、その理由を記し、願い出なければならない。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りでない。

（除籍）

第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者は除籍する。

(1) 第27条第2号に定める休学を許可された期間を超えてなお復学又は退学しない者

(2) 授業料その他の学費を所定の期日までに納入しない者

(3) 本学において修学する意思がないと認められる者

（転入学）

第24条 他の大学の学生が本通信教育課程に転入学を志願する場合は、学務委員会で審議のうえ許可することがある。

2 前項の場合、他の大学において修得した単位は、学務委員会で審議のうえ認定される。

3 既修得単位の認定等に関する必要な事項は、別に定める。

（転学）

第25条 学生が他の大学に転学しようとするときは、所定の手続をとらなければならない。

（通学課程への転籍）

第26条 学生が本大学の通学課程に転籍を志願する場合は、関係学部における選考の上、これを許可することがある。

（休学）

第27条 病気その他やむを得ない理由で修学できないときは、その事実を証明する書類を添えて休学願を提出し、休学することができる。

2 休学は、1年単位とする。ただし、入学年次及び最終学年次は、休学することができない。

3 休学中の期間は、在学年数に算入しない。

4 休学中は、別に定める休学料を納入しなければならない。

（復学）

第28条 休学者が、引き続き修学できる条件が整ったときは、復学を願い出てその許可を得て復学することができる。

（再入学）

第29条 正当な理由で退学した者が再入学を願い出たときは、学務委員会で審議のうえ許可することがある。

（復籍）

第29条の2 学費未納による除籍者は、別に定めるところにより学務委員会で審議のうえ、復籍を許可することがある。

（二重在籍）

第30条 学生は、本通信教育課程に併行して他の大学に在籍することは認めない。ただし、科目等履

修生の場合は、認めることがある。

第6章 学習指導

(授業科目の学年配当)

第31条 授業科目は、2学年に配当する。

2 正科生自由履修コースの授業科目は、学生からの所定の手続により、学務委員会で審議のうえこれを許可する。

(履修単位及び学習時間)

第32条 授業科目の履修単位は通信授業科目、面接授業科目を問わず、1年間に48単位を超えることができない。1単位の学習時間は、45時間を原則とする。

(学習指導の方法)

第33条 学習指導は、教材の配付、質疑応答、添削指導、面接授業、メディアの利用その他適当と認める方法により、又はその併用によって行う。

(教材)

第34条 教材は、第4章に規定する教育課程に従い順次配付する。

2 正科生自由履修コースは、別に定める。

(質疑)

第35条 質疑は、配付された学習質疑票を提出して随時行うことができる。

(設題)

第36条 通信による各授業科目は、設題に対してレポートを提出しなければならない。

(面接授業)

第37条 学生は2年を通じ、1学年に相当する面接授業又はメディアを利用して行う授業により、15単位以上(1学年分に相当する単位)を修得しなければならない。

2 面接授業は、本大学において実施し、本校以外の会場でも実施することがある。時期についてはその都度これを指示する。

第7章 試験

(試験)

第38条 通信授業科目の試験(以下、「科目終末試験」という。)並びに面接授業科目及びサテライト授業科目の試験(以下「単位修了試験」という。)は、筆答試験とし、所定の期日に所定の場所で開催する。

2 メディア授業の試験(以下「メディア単位修了試験」という。)は、インターネットを利用して受験することとし、所定の期日・時間に実施する。

(受験資格)

第39条 科目終末試験を受けることのできる者は、第36条に規定するところに従って設題のレポートを提出した者に限る。

2 単位修了試験及びメディア単位修了試験を受けることのできる者は、所定の期間受講した者に限る。

(単位授与)

第40条 レポート及び科目終末試験又は単位修了試験若しくはメディア単位修了試験に合格した授業科目については、その授業科目所定の単位を与える。

2 学業成績は、秀・優・良・可及び不可に分け、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とする。また、前記にかかわらず単位を認定する場合は、認定とする。

(再試験)

第41条 科目終末試験に合格しない者は、願によって再試験受験が許可されることがある。

2 単位修了試験又はメディア単位修了試験に合格しない者は、再受講し試験を受けることができる。

第8章 卒業

(卒業の認定)

第42条 学生が卒業資格を得るためには、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 本商経科に2年以上在学すること。ただし、第24条第2項の規定により他の大学において修得した単位は含めることができる。

- (2) 総合科目は、14単位以上修得すること。
 - (3) 外国語科目は、4単位以上修得すること。
 - (4) 専門科目については、第4章に規定する教育課程に従い専門科目Ⅰから卒業ゼミナールを含む18単位以上専門科目Ⅱから26単位以上合計44単位以上修得すること。
 - (5) 前各号の単位合計62単位のうち15単位以上面接授業によって修得すること。
- 2 短期大学部商経科の課程を卒業した者は、卒業証書を授与し、短期大学士（経営学）の学位を授与する。

第9章 科目等履修生・特修生

（科目等履修生・特修生）

第43条 短期大学部通信教育課程において開設する授業科目の一部又は全部を履修しようとする者があるときは、科目等履修生又は特修生として履修を許可することがある。

（科目等履修生入学資格）

第44条 科目等履修生となることができる者は、次の各号のいずれかに該当するもので所定の選考に合格した者とする。

- (1) 大学の入学資格を有する者
- (2) 教員の免許状を有する者
- (3) 本大学が認める高等学校に在学する者

（特修生科目別コース）

第45条 第19条に規定する資格のない者又は資格があっても卒業資格をのぞまない者が、自己の教養を高めるために本通信教育課程による授業を受けようとするときは、その者が希望の授業科目の授業を学習しうる能力があると認められた場合、特修生として学習を許可することができる。

（科目等履修生の単位授与）

第46条 科目等履修生が履修した通信授業科目について、レポートを提出し終末試験を受け、これに合格した場合は、その授業科目所定の単位を与える。

- 2 面接授業科目及びサテライト授業科目については単位修了試験に合格した場合に、また、メディア授業科目についてはメディア単位修了試験に合格した場合に、その授業科目所定の単位を与える。

（科目等履修生の単位修得）

第47条 科目等履修生として履修した授業科目及び修得した単位は、第42条第1項に規定する授業科目及び単位として学務委員会で審議のうえ認定することができる。

- 2 科目等履修生としての在学年数は、第42条1項に規定する在学年数として算入することはできない。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

（特修生一般コース）

第48条 特修生は、第20条の規定により入学を許可された学生と同様に全科目について履修することができる。

（特修生の試験）

第49条 特修生は、許可を得て最終試験を受けることができる。

- 2 最終試験に合格した者には、願によりその授業科目の履修証明書を交付する。ただし、第40条に規定する所定の単位は授与しない。

（大学入学資格認定コース）

第50条 第19条に規定する資格のある特修生及び在学中にその資格を得た特修生は、第20条の規定により入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により入学を許可された学生は、正規の学生となったときから2年間の在学を必要とし、特修生として履修した授業科目は、学務委員会で審議のうえ、14単位を超えない範囲内で、正規の課程の単位に算入する。

（科目等履修生・特修生の履修）

第51条 科目等履修生及び特修生は、希望する授業科目を選び所定の手続を経て履修の許可を受けなければならない。

（科目等履修生及び特修生の規定）

第52条 科目等履修生及び特修生については、この章に規定するもののほか、第5章第24、25、26、

27、28、29条並びに第8章を除き、本規程の他の各章の規定を準用する。

第10章 賞罰

(表彰)

第53条 学業優秀であって特に模範的学生と認められる者に対して、学務委員会で審議のうえこれを表彰する。

(懲戒)

第54条 本規程、学生規程その他諸規則に違反し、本大学の秩序を乱し、又は性行不良その他学生の本分にもとる行為のあった者に対して、学務委員会で審議のうえこれを懲戒する。

2 懲戒は譴責、停学、退学の3種とする。

3 次の各号のいずれかに該当する者には退学を命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(学生規程)

第55条 学生が遵守しなければならない事項は、本規程に定めるもののほか、別に定める学生規程による。

第11章 学費

(入学選考料)

第56条 入学を志願する者は、別表(6)－1に定める入学選考料を納めなければならない。ただし、特修生認定コース修了者で正科生に入学する者は除く。

2 前項の規定にかかわらず、令和元年度入学生までが納める入学選考料については、別表(6)－3のとおりとする。

(入学金)

第57条 入学を許可された者は、別表(6)－1に定める入学金を納めなければならない。ただし、特修生認定コース修了者で正科生に入学する者は除く。

2 前項の規定にかかわらず、令和元年度入学生までが納める入学金については、別表(6)－3のとおりとする。

(授業料)

第58条 授業料は、所定の期日までに納入しなければならない。ただし、令和元年度入学生までの授業料は、通信授業料、面接授業料、メディア授業料及びサテライト授業料とし、それぞれ所定の期日までに納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、正科生自由履修コースの授業料は、第31条第2項に規定する許可の後、所定の時期に納入しなければならない。

3 休学中は、授業料を免除する。

4 授業料の額は、別表(6)－1のとおりとする。ただし、令和元年度入学生までの授業料の額は、次のとおりとする。

(1) 面接授業料の額は、別に定める。

(2) 通信授業料の額は、別表(6)－3のとおりとする。

(3) メディア授業料の額は、別に定める。

(4) サテライト授業料の額は、別に定める。

(在籍延長料)

第58条の2 在籍を延長する者は、別表(6)－1に定める在籍延長料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、令和元年度入学生までが納める在籍延長料については、別表(6)－3のとおりとする。

(台湾e-learning方式)

第58条の3 前4条の規定にかかわらず、台湾e-learning方式に所属する学生の学費については、別表(6)－2のとおりとする。

(再入学における学費)

第58条の4 再入学における学費は、その者の当初入学年度にかかわらず、当該年度に入学する学生が納付すべき学費を適用する。

(科目別授業料)

第59条 科目別に履修する場合の授業料は、別に定めるもののほか、別表(6)－1のとおりとする。
2 前項の規定にかかわらず、令和元年度入学生までが科目別に履修する場合の授業料は、別に定めるもののほか、別表(6)－3のとおりとする。

(終末受験料)

第60条 科目終末試験受験料は、別に定める。

(授業料免除)

第61条 学生のうち成績優秀であって経済的理由により修学が困難な者に対しては、学務委員会で審議のうえ授業料の全部又は一部を免除することができる。

(学費変更)

第62条 経済状態の変化に伴い本章の規定を改訂して学費を変更することがある。

第63条 (削除)

第12章 学生証

(学生証交付)

第64条 学生には学生証を交付する。

(身分証明証交付)

第65条 科目等履修生・特修生には身分証明証を交付する。

(学生証・身分証明証の提示)

第66条 試験及び面接授業に出席する場合には、学生証又は身分証明証を提示しなければならない。

第13章 奨学生

(奨学生)

第67条 学力優秀、品行方正で学生の模範と認められた学生を選んで奨学生とすることがある。

2 奨学生に対しては、学費の全部又は一部を給付する。

3 奨学生に関する事項は、別に定める。

附 則

1 本学則は、昭和32年4月1日から実施する。

2 本学則に規定されていない事項は、近畿大学短期大学部学則を準用する。

附 則 (平成13年4月1日)

本規程の改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日)

本規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日)

本規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月11日)

本規程の改正は、平成18年1月11日から施行する。

附 則 (平成20年1月11日)

本規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日)

本規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

本規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

1 本規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第42条第2項の規定にかかわらず、平成26年度以前の1年入学者(編入学者は編入学年に準じる。)の成績評価は、次のとおりとする。

(1) 試験等の評価は、優、良、可、不可をもって表し、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とする。

附 則 (平成29年4月1日)

本規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この規程の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この規程の改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

この規程の改正は、令和5年4月1日から施行する。

別表（1）

総合科目、外国語科目及びその単位数

1 総合科目

系	授業科目	単位
人間と自然	人間論（倫理学）	4
	人間論（心理学）	4
	生命現象論（生物学）	4
	自然環境論（地理学）	4
異文化の理解	文化交流論（歴史）	4
	日本文化論（文学）	4
社会の認識	日本社会システム論（法学）	4
	日本社会システム論（経済学）	4
	人権論（同和問題論）	4
	国際社会システム論（社会学）	4
	国際社会システム論（政治学）	4
	暮らしのなかの起業入門	2
科学の方法	情報リテラシー論（数学）	4
	科学方法論（化学）	4
	データリテラシー入門	2
健康とスポーツ	健康スポーツ科学	2
セミナー	総合セミナー	4

2 外国語科目

第一外国語科目 （英語）	英語総合	2
	英語表現	2
	英語読解	2
	英語特修（A）	2
	英語特修（B）	2
第二外国語科目 （初修外国語）	中国語基礎	2
	中国語読解	2
	韓国語基礎	2
	韓国語読解	2
	ドイツ語基礎	2
	ドイツ語読解	2

別表（2）

専門科目及びその単位数

専門科目 I	
マクロ経済学	4
商品学	4
商学総論	4
経営学総論	4

簿記論	4
商法	4
民法	4
卒業ゼミナール	2
専門科目Ⅱ	
ミクロ経済学	4
財政学	4
国際経済論	4
交通論	2
労務管理論	4
経営管理論	4
証券論	4
会計学	4
原価計算論	4
商業数学	2
中小企業経営論	2
国際政治学	2
図書館学	4
憲法	4
金融論	4
不動産論	2
マーケティング論	4
情報処理論	4
生産管理	4
保険法	2
有価証券法	2
資料調査論	4
資料施設論	4
コンピューター基礎	4
秘書学概論	2
国語表現法	2
秘書実務	2
事務管理	2
演習Ⅰ	4
演習Ⅱ	4

商経科卒業所要単位数

総合科目	14単位
外国語科目	4単位
専門科目	44単位
合計	62単位

別表(3) 教職に関する科目

科目区分	単位数	授業科目	単位数	
			必修	選択
教育の本質及び目標に関する科目	8	教育学概論		2
		教育哲学		2
		教育史		2
幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の課程に関する科目		発達心理学		2
		青年心理学		2

		学習心理学		2
教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目		教育社会学		2
		教育行政学		2
		学習指導の心理学		2
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活動を含む。）に関する科目		教育臨床心理学		2
		教育情報工学		2
		教育方法学		2
				2
教科教育法に関する科目	4	社会科教育法		4
道徳活動に関する科目	2	道徳教育論		2
特別活動に関する科目	2	特別活動論		2
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	2	生徒指導論		2
教育実習	3	教育実習特講		1
		教育実習		2
本大学で指定する教職専門科目	2	人権教育論		2
		人権教育特論		2

教職科目の単位は、5単位まで専門科目として流用を認める。

別表(4) 学校図書館司書教諭課程に関する科目

学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

別表(5) 図書館司書課程に関する科目

		単位数
必修科目（甲群）	基礎科目	生涯学習概論
		図書館概論
		図書館情報技術論
		図書館制度・経営論
	図書館サービスに関する科目	図書館サービス概論
		情報サービス論
		児童サービス論
		情報サービス演習
	図書館情報資源に関する科目	図書館情報資源概論
		情報資源組織論
		情報資源組織演習
選択科目（乙群）	図書・図書館史	
	図書館実習	
	図書館サービス特論	
	図書館情報資源特論	

図書館司書科目は、12単位まで専門科目として流用を認める。

平成24年3月31日以前より在籍し、継続して平成24年4月1日以降も図書館に関する科目を学修する科目等履修生についても、別表(5)に定める科目を学修するものとする。

別表(6)－1 令和2年度入学生からの学費

(単位 円)

1年入学

区分	学籍	正科生	
		入学時	学籍更新時
入学金		20,000	
入学選考料		10,000	
授業料		150,000	150,000
合計		180,000	150,000

○在籍延長については、別途30,000円／年が必要。

科目等履修生（図書館司書・学校図書館司書教諭・科目別履修）

区分	学籍	科目等履修生	
		入学時	
入学金		20,000	
入学選考料		10,000	
授業料			1科目10,000
合計			30,000プラス授業料

○近畿大学学園在籍生は、上記の入学金を免除とする。

○在籍延長については、別途30,000円／年が必要。

特修生

区分	学籍	特修生	
		認定コース	科目別コース
		入学時	入学時
入学金		20,000	20,000
入学選考料		10,000	—
授業料		100,000	1科目10,000
合計		130,000	20,000プラス授業料

○近畿大学学園在籍生は、上記の入学金を免除とする。

○在籍延長については、別途30,000円／年が必要。

追加履修

区分	学籍	正科生・科目等履修生・特修生	備考
授業料 (通信授業科目・課程外面接授業科目)		1科目10,000	申請の都度

別表(6)－2 台湾e-learning方式 学費

(単位 円)

区分	学籍	正科生	
		1年入学	学籍更新時
入学金		20,000	
入学選考料		10,000	
授業料		150,000	150,000
合計		180,000	150,000

○在籍延長については、別途30,000円／年が必要。

別表(6)－3 令和元年度入学生までの学費

(単位 円)

正科生

区分	学籍	正科生		備考
		1年入学	司書併修1年入学	

入学金	20,000	20,000	入学時のみ
入学選考料	10,000	10,000	入学時のみ
授業料 (通信単位)	70,000	70,000 プラス科目別授業料	各年時
合計	100,000	100,000 プラス科目別授業料	

○在籍延長については、別途30,000円／年が必要。

科目等履修生・特修生

区分	学籍	科目等履修生	特修生		備考
			認定コース	科目別コース	
入学金		20,000	20,000	20,000	入学時のみ
入学選考料		10,000	10,000	—	入学時のみ
授業料 (通信単位)	1単位	2,500	70,000	1単位	2,500
	その他の科目	3,500		その他の科目	
合計		30,000 プラス授業料	100,000	20,000 プラス授業料	

○近畿大学学園在学生は、上記の入学金を免除とする。

○授業料でその他の科目とは、資格取得（図書館司書課程・学校図書館司書教諭課程等）に関する科目とする。

○在籍延長については、別途30,000円／年が必要。

別記

近畿大学短期大学部通信教育部の教育・研究の目的について

近畿大学学園の「建学の精神」と「教育の目的」

近畿大学学園の建学の精神は、「実学教育と人格の陶冶」です。この建学の精神を具体的に実践するために「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」を教育理念に掲げています。

この建学精神と教育理念に基づいて、「広い教養に裏打ちされた人格とチャレンジ精神をもって未来を志向しつつ、実践的学問すなわち実学の発展に貢献することのできる人材を育成」して、社会に送り出すことに全力で取り組んでいます。

本学の各学部・大学院及び各学校は、それぞれの人材育成目標に沿って、特色あるカリキュラムを用意し、充実した教授陣が、質の高い教育を提供しています。

学生の皆さんには、上記の建学精神と教育理念を理解していただき、本学園で、本当に優れた友人・先輩・教員や夢中になれる学問に出会い、美しいものに打たれ、豊かな教養と専門的知識を身につけ、各人固有の才能を見出し、自分に最もふさわしい将来設計をされることを願っています。

通信教育部の教育研究の理念と目的、育成する人材像

教育基本法の第4条に「すべての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない」とあります。

通信教育部は、学園の「建学の精神」及び「教育の目的」に示されている考えをふまえながら、本学創設者が自ら苦学した経験からの「学問が運命を開いてくれる」という信念のもと「学びたいものに学ばせたい」の基本理念をも符号させ、関西での草分け的な存在として、昭和32年に文部省（当時）認可による大学通信教育課程を開設しました。

これによって、「大学で学びたい」「大学の卒業資格を得たい」「自己の教養を高めたい」など、あらゆる学習の目的を持った人たちに応え学習の機会を提供、「再教育の場」「生涯学習としての場」としても、社会に大きく門戸を開き、万人に「学びたい大学通信教育」「学んでよかった大学通信教育」との評価を得られる高等教育機関をめざしています。

短期大学部通信教育部の学習・教育目標

短期大学部商経科では、伝統的な簿記や会計学のほかに、証券論・不動産論・中小企業経営論など、経営・経済・商業の3分野からアプローチ、現代社会が必要とする実学重視のカリキュラムを大きな特色としています。卒業生には短期大学士の学位が与えられるだけでなく、通信教育法学部へ3年編

入学ができるほか、編入学試験を受験し合格すれば、通学課程の経済・経営・文芸・法学部の各学部へも3年編入学が可能です。

短期大学部通信教育部のカリキュラム編成上の特色

通信制課程では、学力・能力・年齢・居住地域・生活環境など、千差万別な学習環境や入学の目的も異なる希望者が、入学資格を有していれば選抜すること無く入学許可が認められるため、学生の主体的学習機会の提供をできるカリキュラム編成が必要と考え、学問分野や専攻領域の体系性を考慮したうえで必須となる科目を極力少なくし、他方選択科目を多く開講することで、選択肢つまり履修のバリエーションを整え、各自の学習目的の達成や学習計画を容易にすることを第一と考えています。

自宅学習を授業時間数とみなす通信授業は、課題レポートを作成し、定期的に行なわれる単位修得のための最終試験（科目終末試験）が日曜日や祝日を利用し年間10回、大学本校あるいは学会会場で実施され、生活環境に合わせ受験しやすいように配慮しています。

一定の期間に講義を受講しながら単位修得する面接授業（スクーリング）は、多種多様な開講形態を組み立てており、大学本校会場においては平日夜間・日曜・土曜・土日曜・金土日曜・夏季集中など、さまざまな日程を開講しています。また、全国をブロックに分け、地域による開講制限はあるものの、学外スクーリングとして通学・宿泊の形態を設けるほか、面接授業に代わるメディアを利用して行う授業を行うなど、遠隔地在住の学生についても配慮しています。

その他の特色

通信制課程では、大学が定めた学年配当科目に沿って学習を進める「年次履修コース」のほか、開講科目の中から履修科目を自由に選択ができ、修業年限も制限がない「自由履修コース」を併設しています。

また、資格取得をめざすコースとしての図書館司書コースや学校図書館司書教諭コースや各学部の開講科目から履修希望科目を自由に選択し学習が可能な科目別履修コースなど、多様なニーズに応えています。

ただ、通学課程と異なり、在宅での個人学習が主となる通信制課程においては、学生と大学や学生と学生がコミュニケーションを図る機会が希薄となる現実があり、通信制課程では、学生対大学として「巡回相談会」や事務職員による「地区担当制」、学生対学生の「学習会」及び学生対卒業生の「学習センター」や「梅友会」など、直接的なコミュニケーションを可能とする場を拡充させ、在宅学習への支援を展開しています。

そのほか、学生が納付する年間学習経費も、国公立大学の4分の1、私立大学通学課程の10分の1程度を目安に設定することや、通信授業科目に係わる授業料相当額を給付する独自の奨学金制度を設け、学生の経済的負担の軽減にも努めています。

近畿大学短期大学部通信教育部の教育方針について

アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）

短期大学部（通信教育部）では、関西における大学通信教育の草分けであり、大学の門戸を広く社会に開放すべく設立されました。「いつでも・どこでも・誰でも」という基本方針のもと、近畿大学建学の精神に則り、日々変化するビジネスの世界に興味を持ち、様々な視点から問題解決に取り組みたいと考える次のような人を求めています。

- 1 短期大学部のカリキュラムを通じ、実学を学びたい人。
- 2 社会が求める知識と教養を身につけたい人。
- 3 豊かな人間性を有するビジネスパーソンをめざしたい人。

カリキュラムポリシー

短期大学部（通信教育部）は、実学を学び、知識と学力を蓄え、向上心を高め、積極的な問題追求と思索を重ねる人を育成するため、「建学の精神」と「教育理念」に基づき、経営学を中心としたカリキュラムを編成し、教育を行います。

総合科目

人文・社会・自然にわたる幅広い内容を学び、高い倫理観とグローバルな視点に立った教養を身につけます。スポーツ以外の科目は、すべて通信授業科目で構成しており、レポート作成を通じて論理的思考力を養成します。

外国語科目

外国語科目を通じて、その国の言葉や諸外国の文化や伝統を知り、習慣の違いを認識することで、

生き生きとした国際感覚を持ち、グローバルな視点から状況判断ができる人材を育成します。

専門科目

専門科目Ⅰでは、ビジネスに欠かせない基礎理論を中心としたカリキュラムのもとで、ビジネスパーソンとして必要な知識と能力の養成を行います。また、実学として専門性の高い分野を専門科目Ⅱにおいて開講します。個別企業の組織や活動状況から複雑な経済社会の動向に至るまで、重要な情報の収集選択方法と同時に、分析（解析）に不可欠なスキルを学びます。豊富な専門知識の蓄積と思考方法の訓練を通して、現状の的確な把握と高い視点からの分析、判断を可能にします。

ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）

短期大学部では、本学の「教育理念」と「建学の理念」に基づいたカリキュラムを通して、ビジネスパーソンとして社会に貢献し、社会に求められる人材を育成します。そのために厳格かつ厳正に成績評価を行い、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、短期大学士（経営学）の学位を授与します。卒業までに身につける資質・能力を以下に示します。

- 1 ビジネスの社会で必要となる知識や思考能力、スキルを修得していること。
- 2 将来に向けたキャリアデザインやキャリア形成ができること。
- 3 専門知識、技能を修得し、幅広い視点からものごとを見つめ直し、社会の動きを的確に、かつ、体系的に捉えられること。
- 4 人間性豊かで国際感覚を会得した教養人であること。